

< 参考 >

= 重点監督 =

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工状況が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。

なお、対象工事は下記のイ～二のとおりとし、工事着手前協議のときに監督員が適用工種を定めるものとする。

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

標準歩掛のない新工法を用いた場合

その他これに類する工事

ロ 施工状況が厳しい工事

鉄道又は現道上での橋梁工事

掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事

鉄道、道路等の重要構造物の近接工事

砂防ダム、治山ダム(堤高30m以上)

軟弱地盤上での構造物

場所打PC橋

共同溝工事

ハイピア(躯体高30m以上)

圧気潜函工事

高圧充電部に近接して行う工事

その他これに類する工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事

一般交通に供する路面覆工、仮橋等を有する工事

河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

その他これに類する工事

二 その他

低入札価格調査制度調査対象工事

但し以下のうち、作業が容易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

(1) 植栽工事

(2) 除草工事

(3) 区画線設置工事

(4) 伐採作業

(5) 堤防天端補修

(6) コンクリート目地補修

(7) 照明工事

(8) 遮音壁工事

(9) 防護柵工事

(10) 標識工事

(11) その他これに類する工事

一般競争入札の工事

事務所長が必要と認めた工事